

「三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金（第2期）について」

新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスが拡大するなか、県内の中小企業・小規模企業等が安定して事業を継続していくためには、一層の感染防止対策の強化を図る必要があります。

本補助金は、県内の中小企業・小規模企業等が、これまでの感染防止対策（業種別ガイドラインに基づく取組等）に加え、さらなる感染防止対策のために行う物品等の購入を支援するものです。

また、飲食店における感染防止対策を支援し、「みえ安心おもてなし認証制度（あんしん みえリア）」の活用を促進します。

●補助金の対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模企業
- ・ 個人事業者（事業収入が主たる収入〔最も多い収入〕である方に限ります。不動産所得が主たる場合は不可。）
- ・ NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等

※飲食業を主たる事業としている方は、みえ安心おもてなし認証制度「あんしん みえリア」の申請を行っている場合に限りです。

※宿泊事業者の方は「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」の活用をご検討ください。なお、同じ物品での重複支給はできません。

《以下は補助対象外》

- ・ 令和3年5月31日～6月25日まで実施した「三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金」の交付を受けた者
- ・ 中小企業・小規模企業のうち、次のいずれかに該当する者（いわゆる「みなし大企業」）
 - 「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している」
 - 「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している」
 - 「大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている」
- ・ 行政機関（公共施設及びその管理者を含む）、公的企業、独立行政法人、大企業、暴力団、事業を営まない法人、法人格のない自治会等

●補助率・補助上限額・対象となる経費

（1）補助率・補助上限額等

- ・ 補助率 3分の2
- ・ 補助上限額 10万円
- ・ 申請回数 1事業者につき1回限り

(2) 対象経費

補助対象事業者が、その店舗、事務所及び事業用施設において、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として業種別ガイドライン等を踏まえたうえで実施する、さらなる感染防止対策に要する費用のうち、次の①及び②を満たすもの。

- ① 感染防止対策に資する物品等及び非接触に資するデジタル化に係る物品等の購入費
- ② 令和3年6月10日以降、申請日までに支出及び物品の納入が完了した経費（消費税は含まない）

●申請手続

(1) 申請受付期間

令和3年8月6日（金）から令和3年9月6日（月）消印有効 ※先着順

※申請額が予算上限に達した場合は、受付期間中に申請受付を締め切る場合があります。

※申請受付状況、又は申請を早期に締め切る場合のお知らせ等は、随時、こちらの「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイトでご案内いたします。必ず申請前にご確認ください。

(2) 申請方法

下記の問い合わせ先へ「提出書類」を書面により1部郵送すること。

※必ず、簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします。

●申請書類の提出先・問い合わせ先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

三重県中小企業団体中央会 補助金事務局

電話番号 059-228-5195（受付時間：平日9時から17時まで）

●参考資料

- ・三重県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm

- ・募集案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000971657.pdf>

- ・チラシ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000971658.pdf>